

## 予防規程において南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域

大 阪 市	北区	本庄西3丁目、豊崎1～7丁目、中津1～7丁目、大淀北1～2丁目、 大淀中1～5丁目、大淀南1～3丁目、中崎西1～4丁目、鶴野町、茶屋町、大深町、 芝田1～2丁目、角田町、梅田1～3丁目、堂山町、小松原町、太融寺町、 曾根崎1～2丁目、兎我野町、曾根崎新地1～2丁目、西天満4丁目、堂島1～3丁目、 堂島浜1～2丁目、中之島5～6丁目
	都島区	毛馬町1～2丁目、友渕町1～3丁目、高倉町1～3丁目、御幸町1～2丁目、 都島北通1～2丁目、都島本通3～5丁目、都島中通1～3丁目、都島南通1～2丁目、 東野田町2～5丁目、内代町1丁目、中野町2～3丁目
	福島区	全域
	此花区	全域
	中央区	淡路町4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、久太郎町4丁目、 高麗橋4丁目、船場中央4丁目、道修町4丁目、平野町3～4丁目、備後町4丁目、 伏見町4丁目、本町4丁目、南本町4丁目、宗右衛門町、今橋4丁目、南久宝寺町4丁目
	西区	全域
	港区	全域
	大正区	全域
	浪速区	芦原1～2丁目、稻荷1～2丁目、木津川1～2丁目、久保吉1～2丁目、幸町1～3丁目、 桜川1～4丁目、塩草1～3丁目、敷津西1～2丁目、敷津東1～2丁目、立葉1～2丁目、 大国1～3丁目、浪速西1～4丁目、浪速東1～3丁目、湊町1～2丁目、元町2～3丁目、 戎本町1～2丁目
	西淀川区	全域
	淀川区	西三国2～4丁目、宮原3～5丁目、西宮原1～3丁目、新高1～6丁目、 三国本町1～3丁目、加島1～4丁目、西中島1～7丁目、野中北1～2丁目、 野中南1～2丁目、三津屋北1～3丁目、三津屋中1～3丁目、三津屋南1～3丁目、 木川東1～4丁目、木川西1～4丁目、田川北1～3丁目、田川1～3丁目、 十三東1～5丁目、十三本町1～3丁目、十三元今里1～3丁目、塚本1～6丁目、 新北野1～3丁目
	旭区	大宮1～2丁目、高殿1～7丁目、中宮1～2丁目、新森2丁目
	城東区	今福西1～6丁目、今福東1～3丁目、今福南2～4丁目、蒲生1～4丁目、 嶋野西1～5丁目、嶋野東3丁目、成育1～4丁目、関目1～6丁目、中央1～3丁目、 天王田、野江1～4丁目、古市3丁目
	鶴見区	鶴見1～4丁目、横堤1丁目、横堤4丁目
	住之江区	全域
	住吉区	住吉2丁目、墨江1丁目、墨江3丁目、住吉2丁目、長峽町、東粉浜1～3丁目、 清水丘2～3丁目
西成区	旭1～3丁目、岸里1～3丁目、北津守1～4丁目、北開1～2丁目、潮路1～2丁目、 千本北1～2丁目、千本中1～2丁目、千本南1～2丁目、橘1～3丁目、玉出中1～2丁目、 玉出西1～2丁目、津守1～3丁目、鶴見橋1～3丁目、出城1～3丁目、中開1～3丁目、 長橋1～3丁目、梅南1～3丁目、松1～3丁目、南津守1～7丁目、南開1～2丁目、 花園北2丁目、花園南1～2丁目	

※東淀川区、天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区については、該当地域はありません。